

長崎大学歯学部創立 40 周年記念事業への御寄附のお願い

趣旨

長崎大学歯学部は、1979 年に創設され 2019 年で創立 40 年となります。これまで教育理念に則り、基本的教養と幅広い歯科口腔医学専門知識を修得し、今後の歯科口腔医学、歯科口腔医療を切り拓くとともに、地域に根ざし社会に信頼される歯科医師及び歯科医学教育者・研究者を育成してまいりました。輩出された 1,998 名の卒業生は、地域歯科医療の最前線、教育研究機関ならびに行政と様々な場で活躍しています。

40 年の節目の年にあたり、記念誌の発行と記念講演会を計画しております。10 年先の大きな節目である 50 周年を念頭に置き、これまでの実績を振り返るとともに、これからの歯科医療を担う学生や若手歯科医師にとって大いに示唆に富む記念事業としたいと思っております。

つきましては、本事業の実施とさらには今後の長崎大学歯学部の教育・研究の充実や発展のために、一口二万円以上の御寄附の申込みをしていただければ幸いです。何卒格段の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

寄附金申込み方法

御寄附いただける方は、別紙「寄附金申込書」を下記担当宛へ御提出ください。長崎大学から 2～3 週間後に寄附金の振込みのお願い及び専用の振込依頼書を送付しますので、この振込依頼書に現金を添えて、最寄りの十八銀行又は三菱 U F J 銀行で御入金ください。

なお、この場合振込手数料は、長崎大学で負担します。十八銀行及び三菱 U F J 銀行以外の金融機関を御利用の場合は、当該金融機関備付けの振込依頼書を利用いただくこととなりますが、この場合の振込手数料は、誠に恐れ入りますが寄附される方の負担となりますので、悪しからず御了承願います。

また、十八銀行及び三菱 U F J 銀行を含む金融機関から振り込まれた場合の受取書では、税務署での寄附金控除手続きの書類として認められませんので、長崎大学の領収書を、後日別途発行します。

【寄附金申込書提出先】

〒852-8523 長崎市坂本 1-12-4

長崎大学生命医科学域・研究所事務部学術・管理課（研究所担当）

T E L : 095-819-7157

寄附金による税制上の優遇措置

長崎大学歯学部創立 40 周年記念事業への御寄附に対しましては、税制上の優遇措置が適用されます。本学が発行する「寄附金領収書」を添えて確定申告を行うことにより、税制上の優遇措置を受けることができます。

【個人からの御寄附の場合】

1. 所得税の寄附金控除

所得控除制度

（寄附金額－2,000 円）を課税所得金額から控除

※控除を受けられる寄附金額は、総所得金額等の 40%が上限となります。

2. 個人住民税（県民税・市町民税）の寄附金税額控除

お住まいの都道府県・市区町村が、条例により長崎大学を寄附金控除の対象法人として指定している場合、個人住民税の寄附金控除（税額控除）の対象となります。

個人住民税税額控除

個人県民税 （寄附金額－2,000 円）×4%を所得税額から控除

個人市町民税 （寄附金額－2,000 円）×6%を所得税額から控除

※寄附金額は、総所得金額等の 30%が上限となります。

【法人からの御寄附の場合】

法人税法第 37 条第 3 項第 2 号により全学損金として算入できます。

御寄附をいただいた方の顕彰

長崎大学歯学部創立 40 周年記念事業へ御寄附をいただいた皆様には領収書とともに、長崎大学歯学部創立 40 周年記念講演会の招待状を送付させていただきます。また、一口以上御寄附いただいた方の御芳名を長崎大学歯学部のホームページに掲載させていただきます（御希望されない方は掲載いたしません）。